

仙台市医師会看護専門学校 [看護学科]

試験実施基準

目的 学則第 17 条 (学科の評価)、細則第 15・16・17 条の試験が円滑、公平に行われるための基準を定める。

評価方法 1. 1 科目、1 試験で評価する。
2. 成績評価は 100 点をもって満点とする。但し、課題や出席点等を加味することは講師に一任する。

受験資格 1. 修了試験は、細則第 15 条第 1 項に定める。
2. 再試験は、学則第 17 条第 3 項に定める。
1) 再試験は、自己申請により受験料を支払い、受験できる。
(1) 再試験の受験資格 ①修了試験、追試験で合格点に満たない者
②修了試験を欠席した者
3. 追試験は、学則第 17 条第 4 項に定める。
1) 下記に示す止むを得ない事由により修了試験を受験しなかった者は、自己申請により受験料を支払い、受験できる。
2) 当該科目の規定時間の 3 分の 1 を超えて欠席した者で欠席事由が下記に示す止むを得ない事由であり、且つ欠席日数に相当する補充教育を受けたと認められた者は、自己申請により受験料を支払い、受験できる。
3) 止むを得ない事由
①災害・公共交通機関の事故等により登校が不可能な場合
②結核やインフルエンザ等の感染力の強い感染症に罹患した場合、もしくはその恐れがあると認められた場合
③医師の診断書がある場合

試験時間 1. 1 科目 45 分とする。
2. 試験開始後 16 分を超える遅刻は欠席した者とする。
3. 試験開始から 30 分以内の退室は、原則欠席した者とする。
1) 退室した者は再入室できない。

成績評定 1. 成績評価は 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。成績評定は S、A、B、C、D、E、の 6 段階で表示する。
S (5) : 100 ~ 90 点 A (4) : 89 ~ 80 点 B (3) : 79 ~ 70 点
C (2) : 69 ~ 60 点 D (1) : 再試験で合格した場合
E (0) : 59 点以下
2. 再試験は 60 点以上を合格とし、成績評価は 60 点とし、D と評定する。
3. 追試験は 60 点以上を合格とする。素点を成績評価とし、S、A、B、C、D、E の 6 段階で評定する。

- 試験日程
1. 修了試験は、各科目終了後1か月以内に実施する。
 2. 再試験、追試験は1週間前に学生に告示して実施する。
 3. 実施日は学校で指定する。
 - 1) 修了試験は教務部長が指定する。
 - 2) 再試験・追試験はクラス担任が指定する。

- 試験結果の告示
1. 試験終了後、出題した講師が採点し、合格点に満たない者は、学籍番号で掲示する。
 2. 採点結果は整数で示す。
 3. 学年末に、成績表を学生個人に提示する。

- 不正行為
1. 各試験で、不正行為が発覚した場合は、無効となる。
 2. 不正行為を行った者は、教育審議委員会に諮り処分を決定する。

- 受験料
1. 修了試験 なし
 2. 再試験 1500円
 3. 追試験 1500円

- 附則
- | | |
|-----------------|------|
| 平成 25 年 4 月 1 日 | 施行 |
| 平成 27 年 4 月 1 日 | 一部変更 |
| 平成 30 年 4 月 1 日 | 一部変更 |
| 令和 2 年 4 月 1 日 | 一部変更 |